

令和8年度 学校訪問指導等

# 実施要項

公立小中義務教育学校

島根県教育委員会

## 目 次

令和8年度の学校訪問指導等について	・・・	1
1 目的	・・・	2
2 重点とする学校訪問指導	・・・	2
3 助言・指導等をする事項	・・・	2
4 令和8年度 学校訪問指導等について		
(1) 概要	・・・	3
(2) 種類・内容・留意事項等		
I 継続型訪問指導	・・・	4
II 校内研究・研修等に係る訪問指導	・・・	4
III 初任者の授業づくり等に係る訪問指導	・・・	4
IV 初任者等の状況把握に係る訪問	・・・	5
V 特別支援教育の状況把握に係る訪問	・・・	5
5 学校訪問指導等の申請について	・・・	6
6 留意事項	・・・	7

### ○資料

【資料1】 中途申請書 様式	・・・	8
【資料2】 「教育研究大会の指導助言者」の依頼方法等について	・・・	9
【資料3】 年度初めに提出する調査書の様式	・・・	11

## 令和8年度の学校訪問指導等について

◎学校訪問指導等の枠組等については前年度と大きな変更点はありませんが、申請方法について次のとおり整理しましたので確認願います。(3ページも参照のこと)

1 訪問指導を申請する方法は、「研修情報システムによる申請」と「中途申請」の2通りあります。

### (1) 研修情報システムを利用して申請する訪問指導

名称	記号	内容
継続型訪問指導	I	学力育成、授業改善、校内研究等を推進する学校等の主体的・自主的な取組の継続的な支援
校内研究・研修に係る訪問指導	II-A	教職経験者研修に係る助言・指導等
初任者の授業づくり等に係る訪問指導	III	初任者の授業づくり等に係る助言・指導等

※ 「学校訪問指導等に係る調査書」は研修情報システムを通して提出してください。《 提出締切 4月20日(月) 17時 》

### (2) 中途申請が可能な訪問指導

名称	記号	内容
校内研究・研修に係る訪問指導	II-B	職務研修(養護教諭、栄養教諭、事務職員)、授業改善、生徒指導、特別支援教育、幼小連携・接続等に関する研究授業、研究協議、研修に係る助言・指導等

※ 年度中途に訪問指導を申請するときは、(別紙2)のとおり、小・中・義務教育学校、市・郡(町・村も含む)教研等 → 市町村教育委員会 → 教育事務所 のとおり申請をしてください。

2 上記1の(1)、(2)に記載した訪問指導以外の訪問については、研修情報システムを利用した申請及び中途申請は不要です。(詳細については、下表を参照のこと)

名称	記号	備考
初任者等の状況把握に係る訪問	IV	教育センターから訪問日時等を通知する。
特別支援教育の状況把握に係る訪問 (特新担サポート訪問)	V	該当校のみ、Google フォームにより申請する。(対象者がいない学校は申請不要。) 《 申請締切 4月9日(木) 17時 》

## 1 目的

- 学習指導要領、しまね教育振興ビジョン、しまね特別支援教育魅力化ビジョン、第2期しまねの学力育成推進プラン(令和8年度 重点アクションを含む)、しまねの架け橋期の教育ガイド、各市町村教育委員会の教育方針を踏まえた学校運営、教育課程、学習指導その他学校教育の充実に資する。

## 2 重点とする学校訪問指導

- 学力育成、授業改善、校内研究等を推進する学校の主体的・自主的な取組を継続的に支援するための学校訪問指導
- 初任者研修該当者の育成・授業力向上のための学校訪問指導

## 3 助言・指導等をする事項

- (1) 学校運営の改善、評価等に関すること
- (2) 教育課程の編成・実施・評価、学習指導の工夫・改善・評価、教育研究の立案・実施・評価に関すること
- (3) 県教育委員会の指導方針等の周知に関すること(特に「第2期しまねの学力育成推進プラン 令和8年度 重点アクション」の取組の推進について)
- (4) 学校における教育上の課題及び実態把握に関すること
- (5) 学校教育その他、教育問題にかかわる情報交換に関すること
- (6) その他、義務教育全般の充実・発展に関すること

#### 4 令和8年度 学校訪問指導等について

##### (1) 概要

朱枠は重点とする学校訪問指導

種別	学校訪問指導			聴き取り訪問				
	学校の希望による訪問指導			初任研対象者等の所属校、県事業実施校において実施する訪問				
名称	継続型訪問指導	校内研究・研修に係る訪問指導		初任者研修等		特別支援教育	—	
		校内研究・研修に係る訪問指導	初任者の授業づくり等に係る訪問指導	初任者等の状況把握に係る訪問	特別支援教育の状況把握に係る訪問	県事業等の状況把握に係る訪問		
記号	I	II-A	II-B	III	IV	V	—	
内容	学力育成、授業改善、校内研究等を推進する学校等の主体的・自主的な取組の継続的な支援	教職経験者研修に係る助言・指導等	職務研修(養護教諭、栄養教諭、事務職員)、授業改善、生徒指導、特別支援教育、幼小連携・接続等に関する研究授業、研究協議、研修に係る助言・指導等	初任者の授業づくり等に係る助言・指導等	初任者、新規採用教職員の状況把握	特別支援学級・通級指導教室新任担当の状況把握	各事業の実施要項等に基づき、学校訪問を行う。詳細は別途通知する。	
申請方法等	申請方法(締切日)	研修情報システム(4月20日(月)17時)	研修情報システム(4月20日(月)17時)	中途申請	研修情報システム(4月20日(月)17時)	(申請不要)	Googleフォーム(4月9日(木)17時)	(申請不要)
	備考	訪問を担当する指導主事と訪問日程等を相談する。(各回ごとの申請書の提出は不要)		6ページ、8ページを参照のこと		教育センターから訪問日時等を通知する。	5ページを参照のこと	主管課等から別途通知する。


## (2) 種類・内容・留意事項等

I 継続型訪問指導	
対象	希望する学校、市・郡(町・村も含む)教研等の部会
内容	継続的な学校訪問指導を通して、学校等の主体的・自主的な学力育成、授業改善、校内研究等の取組を支援する。
期間	5月～2月
留意事項	・国や県の研究指定、県教研関連の研究大会等を控える学校等を対象とする。 ・学校等の計画に基づき複数回訪問する。訪問回数及び訪問日は、担当指導主事と調整する。

II 校内研究・研修等に係る訪問指導	
対象	希望する学校
内容	A 教職経験者研修に係る助言・指導等 B 職務研修、授業改善、生徒指導、特別支援教育、幼小連携・接続等に関する研究授業・協議、研修等に係る助言・指導等
期間	5月～2月
留意事項	・市・郡(町・村も含む)教研等の授業公開と兼ねることも可能とする。

III 初任者の授業づくり等に係る訪問指導	
対象	新任教職員研修対象者の配置校
内容	「令和8年度島根県新任教職員研修実施要項」、「令和8年度初任者研修指導教員の手引」(島根県教育委員会)に基づき、新任教職員との面談及び管理職・指導教員等との面談、並びに研究授業及び研究協議等における助言・指導等
期間	9月～12月
留意事項	・研究授業及び研究協議を実施する教諭については、校内で検討した学習指導案を実施日一週間前までに提出する。 ・教諭については、研究授業と研究協議は、全教職員の参加を原則とする。

IV 初任者等の状況把握に係る訪問	
対象	初任者、新規採用教職員の配置校 ※「初任者」とは「初任者研修」の対象者(教諭)、「新規採用教職員」とは「新規採用養護教諭研修」、「新規採用栄養教諭研修」、「新規採用事務職員研修」(以下、「新規採用教職員研修」)の対象者を表します。)
内容	初任者、新規採用教職員との面談と管理職との面談
期間	5月～7月
留意事項	・訪問予定日は教育センターが通知する。(隠岐教育事務所管内の学校は隠岐教育事務所が通知する。)訪問日の変更が必要な場合は調整の上決定する。 ・ <u>新規採用教職員研修対象者は、「令和8年度島根県新任教職員研修実施要項」に基づき2回目の訪問も実施する。保健体育課、教育センター等が日程調整を行い、別途通知する。</u>

V 特別支援教育の状況把握に係る訪問(特新担サポート訪問)	
対象	特別支援学級及び通級による指導新任担当者(以下「特新担」)の所属校
内容	特新担及び管理職との面談等
期間	5月～7月
留意事項	・ <u>該当校のみ</u> 申請を行う(申請締切:4月9日(木)17:00) ・訪問は各教育事務所の特別支援教育支援専任教員が行う。但し、IVと兼ねて実施する場合がある。 ※年間を通しての特別支援教育支援専任教員への相談は、従来の手続きと同様
申請方法	・Google フォームにより申請する。対象者がいない学校は申請不要。 ・申請用 Google フォームへは、下記の URL または2次元コードによりアクセスする。  <a href="https://forms.gle/zZvGnfuVvTHQKnfe9">https://forms.gle/zZvGnfuVvTHQKnfe9</a>  

## 5 学校訪問指導等の申請について

各訪問指導等の申請方法等は、

3ページの「4 令和8年度 学校訪問指導等について (1)概要」の表の「申請方法等」を参考にしてください。

### (1) 「研修情報システム」による申請について

○「令和8年度 学校訪問指導等に係る調査書」(以下「調査書」)に必要事項を記入後、「調査書」を研修情報システムにより提出してください。(11ページの【資料3】を参照のこと)

《 提出締切 4月 20 日(月)17時 》

### (2) 「中途申請」について

○次の訪問指導を希望する場合は、「中途申請書 様式」(8ページの【資料1】)により申請してください。

- ・「職務研修、授業改善、生徒指導、特別支援教育、幼小連携・接続に関する研究授業、研究協議、研修に係る助言・指導等」
- ・「各学校及び市・郡(町・村も含む)教研等において、年度中途に指導主事派遣の必要が生じた場合」

○中途申請の手順について

① 事前に、学校においては管理職、研究会においては事務局から所管教育事務所 学校教育スタッフ企画幹(隠岐教育事務所の場合は調整監)に連絡し、以下の点について相談ください。

- ・期日(期日が確定していない場合はおおよその予定)
- ・内容(研究大会、研修会、参加者、教科、学年等)
- ・派遣を希望する指導主事の人数

※すでに内諾済みの指導助言者(県・市町村指導主事、校長等)の情報等があれば、お知らせください。

②相談後、教育事務所で調整を図り、相談者に結果を通知します。

③相談者は確認後、「中途申請書 様式」を作成し、電子データを市町村教育委員会へ提出してください。紙媒体の提出は不要です。

※様式は、各教育事務所ホームページからダウンロードすることができます。

※教育研究大会の助言・指導等依頼については、9ページの【資料2】もご確認ください。

## 6 留意事項

- 研究大会への指導助言者の申請は、「『教育研究大会の指導助言者』の依頼方法等について」(9ページの【資料2】)をご覧ください。
- 簡単な日程(開始時刻・終了時刻等)については、学校から訪問する指導主事に、訪問日の2週間前までに連絡してください。詳細な日程(助言・指導の時間等)や学習指導案等、訪問指導に関する提出資料については、実施日の1週間前までに送付してください。(研修情報システムをご利用ください。)

【資料1】 中途申請書 様式

〇〇〇第〇〇号  
令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇（所属長名） 様

例) 〇〇教育事務所長  
島根県教育庁保健体育課長  
島根県教育センター所長 など

〇〇〇立〇〇〇学校  
校長 〇〇 〇〇  
〇〇教育研究会〇〇部会  
顧問 〇〇〇学校  
校長 〇〇 〇〇

公印不要

教育研究団体の場合は、会場校の  
校長と連名

学校訪問指導について（申請）

このことについて、下記のとおり指導主事の派遣を申請します。

記

1 派遣を希望する指導主事名

〇〇 〇〇 指導主事

2 期 日

令和〇年〇〇月〇〇日 〇〇：〇〇 ～ 〇〇：〇〇

3 派遣場所

〇〇〇立〇〇〇学校

4 内容等

- ・希望する教科等、指導内容
- ・指導力向上型や経験研の訪問指導の場合は、対象者の氏名と経験年数
- ・市・郡（町・村も含む）教研等の研修会の場合は研修会名
- ・研修や研究協議の参加人数 等

5 その他

必要がなければ「特になし」とする

- ・授業内容について事前指導を希望する場合は記入
- ・教育団体等で、代表者と連絡先が異なる場合は記入
- ・他校等からの参加者がある 等

- ◆本様式は教育事務所ホームページからダウンロードできる。
- ◆提出の際はピンクの囲み部分は全て削除する。
- ◆学校、各種教育研究団体（教研部会等）いずれの場合も  
本データを市町村教育委員会に提出する。（紙媒体の提出は不要）

## 【資料 2】

### 「教育研究大会の指導助言者」の依頼方法等について

#### 1 要点

- 県教育庁各課、教育センター、教育事務所の指導主事に助言・指導等を依頼したいときは、大会事務局が、所管の教育事務所学校教育スタッフ企画幹に相談する。
- 指導助言者が決定した後の手続きは、大会事務局が指導助言者と直接行う。
- 教育研究大会当日までの事前指導等を依頼したい場合、下記3「研究大会当日までの事前指導等の手順」によって申請する。(中途申請書 様式を用いる。)

#### 2 研究大会当日の指導助言者の依頼の手順

- (1) 大会事務局は、管理職を通して所管の教育事務所学校教育スタッフ企画幹に連絡・相談する。その際、業務内容等の詳細について知らせる。
- (2) 大会事務局は、連絡・相談した企画幹から、指導助言者の案について回答を受ける。受けた回答に了解できないときには、再度企画幹と協議する。
- (3) 大会事務局は、当該の指導助言者に、詳細について連絡する。
  - ・大会当日の旅費や事前指導の有無等について伝える。
  - ・大会当日の依頼文書等の様式の確認を行う。(県では統一した様式を定めていない。)
- (4) 大会事務局は、派遣依頼文書等を当該の指導助言者の所属長及び指導助言者本人に発出する。

#### 3 研究大会当日までの事前訪問指導等の手順

- ・上記2で依頼した指導助言者に、研究大会当日までの事前指導を依頼する場合は、5ページの「5 学校訪問指導等の申請について (2)「中途申請」について」の記載事項に基づき、訪問指導を申請する。

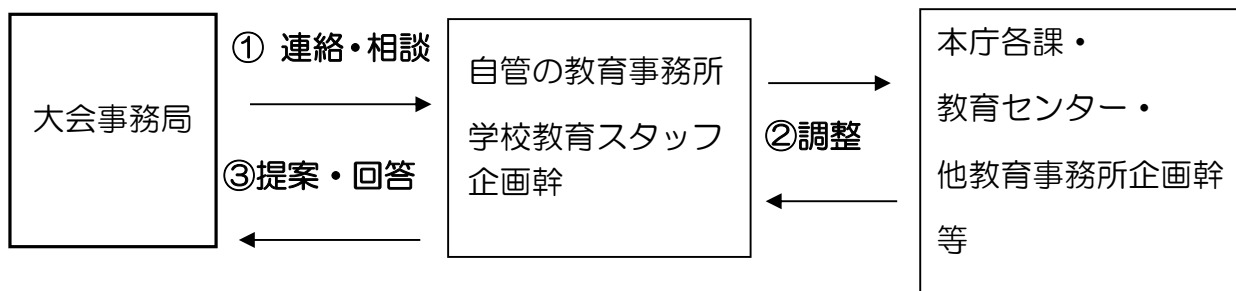
※中途申請書の様式は、教育事務所ホームページよりダウンロードできる

#### 4 その他

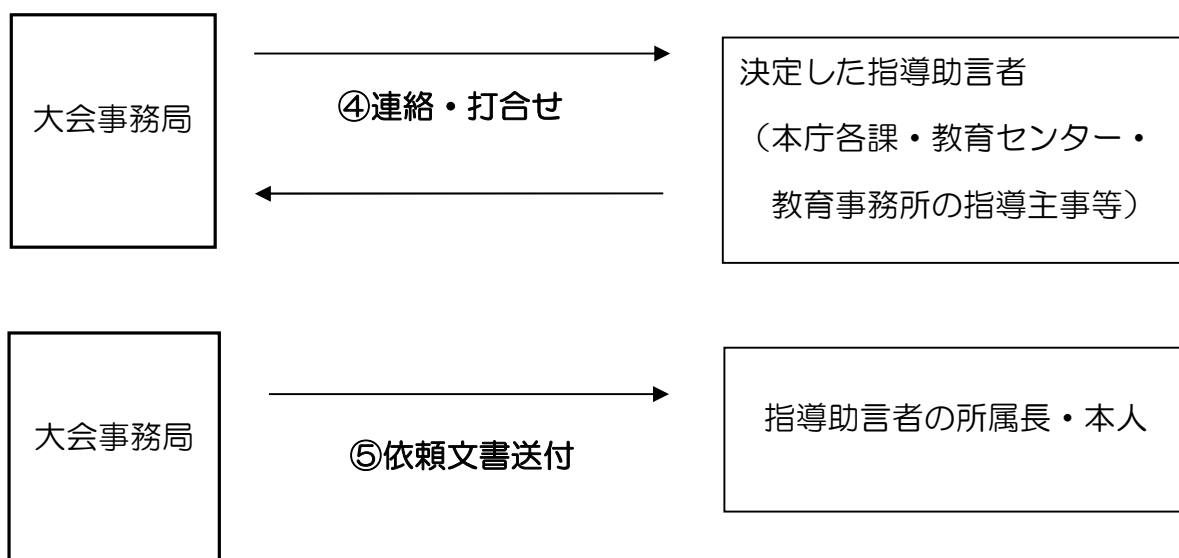
- 対象となる指導主事には、市町村派遣指導主事を含む。  
(市町村教育委員会の指導主事や学校関係者等は対象ではない)

【図】「教育研究大会の指導助言者」依頼の手順について

【決定まで】



【決定後】



【資料3】 年度初めに提出する「令和8年度 学校訪問指導等に係る調査書」の様式 [Excel ファイル]

令和8年度 学校訪問指導に係る調査書（小中義務教育学校用）1 / 3 ページ

管轄  校長名

学校名  担当者氏名

電話番号

★記入後、以下のように提出してください。 **提出締切 4月20日（月）**

◇研修情報システム 学校ページ 【報告書提出】から本調査書を電子データで提出

※該当がない場合も「なし」又は「いない」を選択し、必ず提出してください。

※ファイル名の先頭に（学校名）を付して送付してください。

**継続型訪問指導（国や県の研究指定、県教研関連の研究大会等を控える学校を対象とする）**

○ 令和8年度、令和9年度研究指定、研究大会、発表等の予定がありますか。

選択してください。

「あり」の場合は、次の表に名称、期日、教科等を記入してください。

研究指定・研究大会・発表などの名称	期日	教科等	備考

※その他の場合、備考欄に記入してください。

○ 継続型訪問の希望はありますか。

選択してください。

希望理由（研究大会等との関連、学校の現状、希望する教科等及び研究の方向性等）※書ける範囲で記入  
既に前年度から関わっている指導主事、指導助成者がいれば、希望理由欄に併せて記入してください。

※訪問の計画については、担当指導主事が後日改めて電話連絡をしますので、その際にご調整をお願いします。

※市部教研や大会等を伴わない校内研修における学校訪問は、中途申請を活用してください。

令和8年度 学校訪問指導に係る調査書（小中義務教育学校用）2 / 3 ページ

学校名

☆中堅教諭等資質向上研修  
…令和7年度末に教職員経験  
年数が10年以上の者。

**II - A 校内研究・研修に係る訪問指導（6年目、中堅研の学校訪問調査）**

(1) 6年目研修対象者（教諭等）の学校訪問指導の希望…………… 選択してください。

「あり」の場合は、ご希望を記入してください。 **年数1回のみ** ※複数教諭、家庭教諭は教科等、学年等のリストから職種を選んでください。

対象者氏名	教科等	学年等	第1希望日	曜日	第2希望日	曜日	第3希望日	曜日

※訪問期間：6月1日～1月29日（ただし指導主事が訪問不能の日を除く。）

(2) 中堅教諭等資質向上研修対象者（教諭等）の学校訪問指導の希望…………… 選択してください。

「あり」の場合は、ご希望を記入してください。 **年数1回のみ**

対象者氏名	教科等	学年等	第1希望日	曜日	第2希望日	曜日	第3希望日	曜日

※訪問期間：6月1日～1月29日（ただし指導主事が訪問不能の日を除く。）

以下の期日には学校訪問指導を実施することができない。  
●指導主事会等開催予定日  
(7/13、10/5、1/18)

令和8年度 学校訪問指導に係る調査書（小中義務教育学校用）3 / 3 ページ

学校名

**III、IV 新任教職員研修に係る学校訪問指導 意向**

(1) 意向：初任者研修対象の新規採用者…………… 選択してください。

※2回目については、小学校教諭の研究授業及び研究協議は希望制ですが、協議は実施しますので希望日を必ず入力してください。  
特別支援学校担任については研究授業及び研究協議は必ず行います。

「いいえ」の場合は、希望を記入してください。

対象者氏名	研修の種類	学年等	1回目（面接のみ）							
			教育センターより通知する （※継続管内の方は、継続教育事務所より通知する）							
			2回目							
			第1希望日	曜日	第2希望日	曜日	第3希望日	曜日		

※訪問期間：1回目 6月11日～7月17日、2回目 9月1日～12月22日（ただし指導主事が訪問不能の日を除く。）以下の期日には学校訪問指導を実施することができない。  
(7/13、10/5)

(2) 意向：新任教職員研修（教諭・栄養・事務）対象者…………… 選択してください。

「いいえ」の場合は、2学期の訪問についての希望日に記入してください。 ※1学期の訪問日については、教育センターより通知する

対象者氏名	職種	第1希望日	曜日	第2希望日	曜日	第3希望日	曜日

※訪問期間：9月1日～12月22日（事務職員については10月30日まで、ただし指導主事が訪問不能の日を除く。）以下の期日には学校訪問指導を実施することができない。  
●指導主事会等開催予定日  
(10/5)